令和４年 12 月 12 日

不動産業関連団体　御中

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長

マイナンバーカードの取得、
健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について
（依頼）

貴団体におかれましては、平素より国土交通行政にご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、貴団体を通じて会員事業者への要請をご協力いただいているところですが、ぜひ更なる取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

１．マイナンバーカードについて

① マイナポイント第２弾の付与対象となるカードの申請期限は 12 月末までです。

マイナポイント第２弾については、令和４年 12 月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。マイナポイント第２弾では、次のとおり最大 20,000 円分のマイナポイントを取得することができます。

ア　選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて、最大 5,000 円分のマイナポイント※1,2,3

イ　健康保険証としての利用申込みで 7,500 円分のマイナポイント※4,5

ウ　公金受取口座の登録完了で 7,500 円分のマイナポイント※4,5

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP※6 をご覧ください。

※１　マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで 20,000 円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の 25%のマイナポイント（最大 5,000 円分）を受け取ることができます。

※２　マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第１弾の未申込者も含みます。

※３　第１弾で 5,000 円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。

※４　マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限後にカードを申請された場合、マイナポイントの申込みをすることはできません。

※５　健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

※６「マイナポイント事業」HP（https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/）

② 申請には、オンライン申請用 QR コード※7 付きマイナンバーカード交付申請書をご利用ください。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、11 月７日から 12 月上旬にかけて地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を送付しています。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。ぜひ、申請の際にご利用ください。

※７　QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

③ 健康保険証として使えます。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、患者本人の同意により、医療機関・薬局において、患者のお薬の履歴や特定健診の情報などが閲覧可能となり、より良い医療を受けることができます。具体的には、より多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処置を受けることができるようになります。これは、会社の従業員の福利厚生の向上にもつながります。また、従業員が加入する健康保険組合等の保険者に係る事務のコスト縮減も期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等（オンライン資格確認を導入した施設）は、厚生労働省 HP※8 で公開しております。

また、本年 10 月よりマイナンバーカードを利用した方が初診料等の窓口負担が低くなることとなりました。

※８「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）

④ 公金受取口座の登録ができます。

公金受取口座登録制度※9 は、国民の皆様に一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。

これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。※10

また、行政機関での公金受取口座情報の利用が始まっています。

※９　公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。
デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」
（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/）

※10　口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。別途申請などが必要になります。

⑤ マイナンバー制度・マイナンバーカードのご質問・ご不安にお答えします。

デジタル庁では、マイナンバー制度、マイナンバーカードについて多く寄せられたご意見にお答えするページを設けました。別添「資料１_健康保険証との一体化に関するご質問について」をご覧いただくとともに、以下のホームページ※11 もぜひご参照ください。

※11　デジタル庁 HP「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」
（https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/）

２．会員事業者への要請・周知について

貴団体におかれましては、以下の要領で、会員事業者に対して、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進について要請していただきますとともに、別添資料等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

（１）要請文の発出及び出張申請について

①　会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（別添）をご活用下さい。なお、貴団体の実態を踏まえ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。通知の発出は、可能な限り速やかに実施していただければ幸いでございます。

②　会員事業者に対して、マイナンバーカードの取得促進に効果的な出張申請受付等（市区町村の職員が会社等に赴く方式）の積極的受入れに取り組まれるようご依頼のほどよろしくお願いいたします。出張申請受付等については、市区町村のマイナンバーカード担当課にご相談ください。（添付しております「資料６_出張申請受付の御案内（デジタル庁作成）」及び「資料７_企業に対する出張申請受付等の対応状況（R4.8）」をご参照ください。）

（２）関連資料の送付

（１）の要請文の発出と併せて、次の関連資料を会員事業者に提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込並びに公金受取口座登録の促進にご活用下さい。

・資料１_健康保険証との一体化に関するご質問について
・資料２_マイナポイント第２弾（ポイント付与対象のカード申請期限 12 月末版）
・資料３_マイナンバーカードが健康保険証として利用できます（2022 年 7 月改訂）
・資料４_マイナンバーカードこれからの暮らしに、手放せない１枚！
・資料５_公金受取口座登録制度ってなんだろう？（2022 年 10 月改訂）
・資料６_出張申請受付の御案内（デジタル庁作成）
・資料７_企業に対する出張申請受付等の対応状況（R4.8）

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、デジタル庁 HP にも掲載しておりますので、ぜひダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載にご利用ください。

「デジタル庁」HP
ホーム＞政策＞マイナンバー（個人番号）制度＞関連情報＞広報資料（リーフレット、障害者の方向け資料等）
（https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/）

健康保険証との一体化に関するご質問について

デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問について回答します。

Ｑ１　マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を 2024 年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることができなくなるのですか。

Ａ１　マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード１枚で受診していただくことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうるように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。

Ｑ２　マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を 2024 年秋をめどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

Ａ２　現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等（オンライン資格確認等システム）の設置が進んでおり、2023 年４月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるよう

になります。
　なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022 年 10 月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料 6 円、従来の保険証で受診した場合等は初診料 12 円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるということはなくなりました。

Ｑ３　マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

Ａ３　紛失等により速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに１～２か月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。このような場合に、市町村の窓口で申請をすれば、長くても 10 日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。
　それでもなお、マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。

Ｑ４　マイナンバーカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がします。カードを使った便利なサービスがあると聞いていますが、持ち歩いてもいいものなのですか。

Ａ４　今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきます。マイナンバーカードは、持ち歩いて使ってください。
　持ち歩く時に気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落としたり無くしたりした場合は、24 時間 365 日フリーダイヤル（ 0120-95-0178 ）で受け付けておりますので、利用を一時停止してください。
　なお、落としたカードの方も、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ＩＣチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっておりますので、悪用することもできません。ご安心ください。

Ｑ５　マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。

Ａ５　大丈夫です。マイナンバーだけ、あるいは名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用したりすることはできません。 マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。 オンラインで利用する時にも、ＩＣチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。

Ｑ６　マイナンバーカードを落とすと、ＩＣチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するので怖いです。

Ａ６　マイナンバーカードのＩＣチップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。

マイナンバーカードのＩＣチップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。

落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、ＩＣチップから不正に情報を読み出そうとすると、ＩＣチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、ご安心ください。

Ｑ７　マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか。

Ａ７　マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続きを行う行政職員しかおりませんのでご安心ください。

ちなみに、行政職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることができない仕組みとなっています。

業務上の必要があって、行政機関間であなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナポータルのあなたのサイトから、そのやり取りの内容を全て確認できますのでご安心ください。

デジタル庁 HP
「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」
（https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/）

内容は随時、追加していきます。

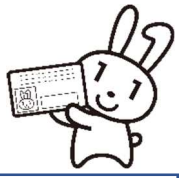

マイナンバーに関するお問い合わせ

０１２０－９５－０１７８

※ マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

1 番：マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード
2 番：マイナンバーカードの紛失・盗難
3 番：マイナンバー制度・法人番号
4 番：マイナポータル
5 番：マイナポイント第 2 弾
6 番：公金受取口座登録制度

平日：9：30～20：00
土日祝：9：30～17：30（※）
※ 1 番・5 番については年末年始を含む平日・土日祝ともに 9:30～20：00
（期間：令和 2 年 12 月～令和 5 年 3 月）

令和 4 年 11 月（デジタル庁作成）